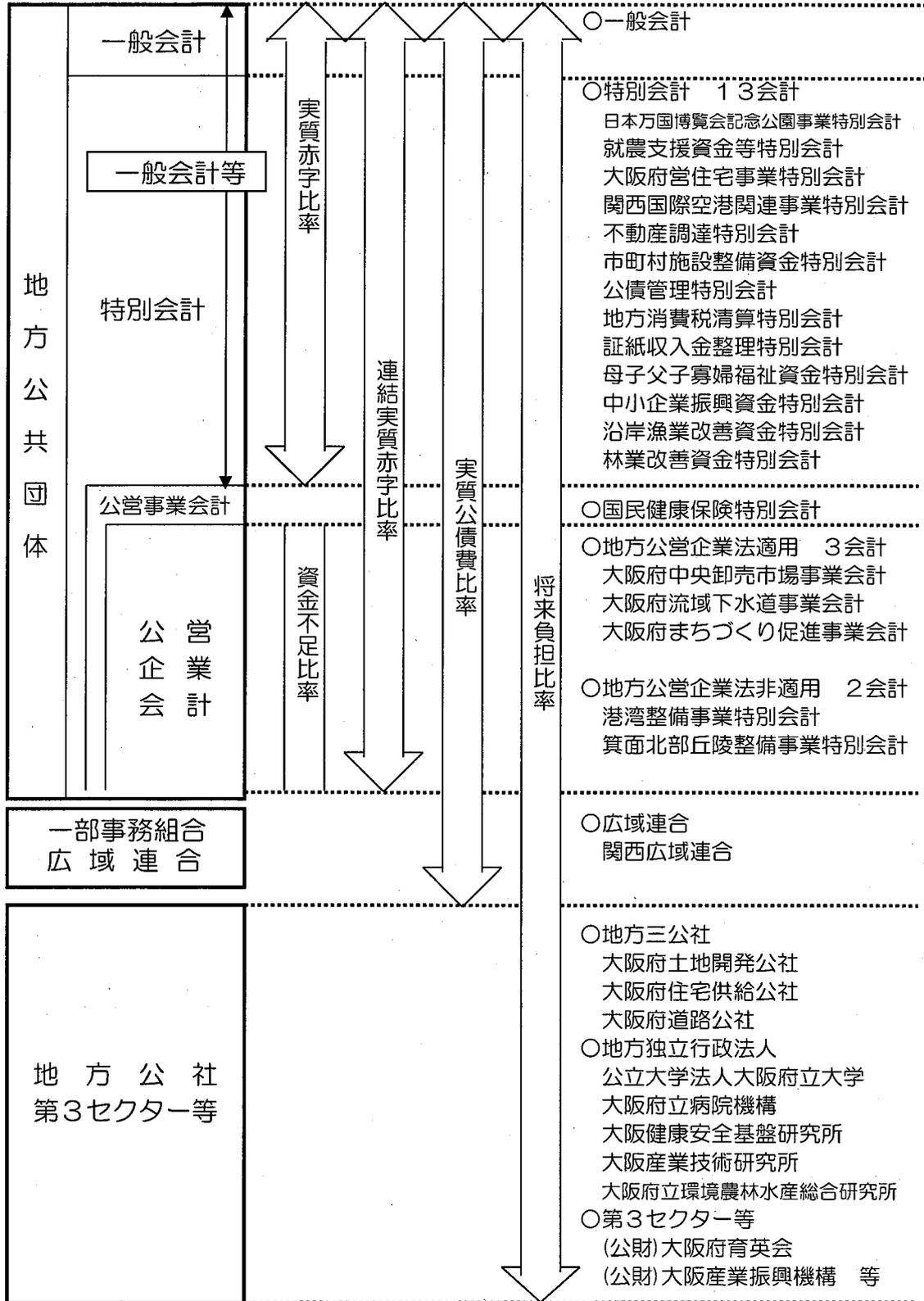


参考資料

1 各指標と適用会計等の範囲



※名称は平成31年3月31日時点のもの

2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを、

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
実質赤字額
＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものを、

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} \\ = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等の額})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

準元利償還金：次のイからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

特定財源

- 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金
- 公営住宅使用料 等

算入公債費等の額

- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{将来負担比率} \\ = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

将来負担見込額：次のイからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ハ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額**
- イからハまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金

(5) 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

事業の規模

法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

3 標準財政規模の額

地方財政法に定める標準的な規模の収入の額

大阪府の標準財政規模の額

平成 28 年度	1,641,994,692 千円
平成 29 年度	1,555,791,412 千円
平成 30 年度	1,569,476,480 千円

4 早期健全化基準と財政再生基準（都道府県）

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	3.75%	5%
連結実質赤字比率	8.75%	15%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	400%	—
資金不足比率	20%	—

（注）将来負担比率及び資金不足比率には財政再生基準はない。

5 早期健全化団体と財政再生団体

